

新 旧 对 照 表

頁	改正前	頁	改正後																																																																																																								
手引き																																																																																																											
P17	カ) 公園 1 ヲ所の設置基準については、開発許可ハンドブックを遵守すること。なお、防災、避難活動上の見地から150m2以上とすることが望ましい。	P17	カ) 公園 1 ヲ所の設置基準については、開発許可ハンドブックを遵守すること。なお、防災、避難活動上の見地から150m2以上とすること。																																																																																																								
P18	キ) 高木の植栽については、隣接地より3.0m以上はなすこと。 カ) 遊具の設置にあたっては、「遊具の安全に関する規準(案)」(社団法人 日本公園施設業協会)を遵守すること。 また、遊具は対人賠償責任保険付きのものを設置すること。 ケ) 公園名についてはその地域に相応しい名称とし、カタカナや場所を特定できないものは避けること。園名柱はPC擬木を使用すること。	P18	キ) 遊具の設置にあたっては、「遊具の安全に関する規準(案)」(社団法人 日本公園施設業協会)を遵守すること。 また、遊具は対人賠償責任保険付きのものを設置すること。 ケ) 公園名についてはその地域に相応しい名称とし、カタカナや場所を特定できないものは避けること。園名柱はPC擬木を使用すること。																																																																																																								
P18	④ 公園施設設置基準 公園の施設は次表を標準とする。(別図 8 参考) 公園設置基準 <table><tr><th rowspan="2">名 称</th><th rowspan="2">単 位</th><th colspan="4">公園有効面積(m²)</th></tr><tr><th>150 未満</th><th>150～300 未満</th><th>300～1,000 未満</th><th>1,000 以上</th></tr><tr><td>2連ブランコ (フェン SUS 仕様)※3</td><td>基</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td rowspan="10">別 途 協 議</td></tr><tr><td>スベリ台(FRP 製) ※3</td><td>〃</td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>鉄棒(持手 SUS 仕様) ※3</td><td>〃</td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>ベンチ</td><td>〃</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>植栽※1</td><td>本</td><td>1～4 (低木のみ)</td><td>2～6 (低木のみ)</td><td>4～10(低木) 1～3 (高木)</td></tr><tr><td>外柵フェンス H=1.2～3.0m ※2</td><td>〃</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>園名柱</td><td>〃</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>車止め(可動式)</td><td>〃</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>排水施設</td><td>〃</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td colspan="6">植栽・施設、遊器具の配置については、公園緑地課と事前協議すること。 ※1 高木は、比較的小さい範囲でも植栽できる樹種とすること。(ハナミズギ、イロハモミジ等 H＝3.0m程度) ※2 フェンスは亜鉛メッキとし金網はφ3.2×56mm同等品以上とすること。 ※3 遊具の接地面には緩衝材(ゴムマット等)を敷設すること。</td></tr></table>	名 称	単 位	公園有効面積(m ²)				150 未満	150～300 未満	300～1,000 未満	1,000 以上	2連ブランコ (フェン SUS 仕様)※3	基		1	1	別 途 協 議	スベリ台(FRP 製) ※3	〃			1	鉄棒(持手 SUS 仕様) ※3	〃			1	ベンチ	〃	2	3	4	植栽※1	本	1～4 (低木のみ)	2～6 (低木のみ)	4～10(低木) 1～3 (高木)	外柵フェンス H=1.2～3.0m ※2	〃	1	1	1	園名柱	〃	1	1	1	車止め(可動式)	〃	1	1	1	排水施設	〃	1	1	1	植栽・施設、遊器具の配置については、公園緑地課と事前協議すること。 ※1 高木は、比較的小さい範囲でも植栽できる樹種とすること。(ハナミズギ、イロハモミジ等 H＝3.0m程度) ※2 フェンスは亜鉛メッキとし金網はφ3.2×56mm同等品以上とすること。 ※3 遊具の接地面には緩衝材(ゴムマット等)を敷設すること。						P18	④ 公園施設設置基準 公園の施設は次表を標準とする。(別図 8 参考) 公園設置基準 <table><tr><th rowspan="2">名 称</th><th rowspan="2">単 位</th><th colspan="3">公園有効面積(m2)</th></tr><tr><th>300 未満</th><th>300～1,000 未満</th><th>1,000 以上</th></tr><tr><td>遊器具※1 (2連ブランコ・スベリ台・鉄棒)</td><td>基</td><td>0～1 種類</td><td>2 種類以上</td><td rowspan="8">別 途 協 議</td></tr><tr><td>ベンチ</td><td>〃</td><td>2～3</td><td>3～4</td></tr><tr><td>植栽※2</td><td>本</td><td>2～6 (低木のみ)</td><td>4～10 (低木のみ)</td></tr><tr><td>外柵フェンス H=1.2～3.0m ※3</td><td>〃</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>園名柱</td><td>〃</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>車止め(可動式)</td><td>〃</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>排水施設</td><td>〃</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td colspan="5">植栽・施設、遊器具の設置については、公園緑地課と事前協議すること。 ※1 ブランコのチェーンおよび鉄棒の持手は SUS 仕様とすること。スベリ台のスベリ面は FRP 製とすること。遊具の接地面には緩衝材(ゴムマット等)を敷設すること。 ※2 高木を植栽する場合は、別途協議すること。 ※3 フェンスは亜鉛メッキとし金網はφ3.2×56mm同等品以上とすること。</td></tr></table>	名 称	単 位	公園有効面積(m2)			300 未満	300～1,000 未満	1,000 以上	遊器具※1 (2連ブランコ・スベリ台・鉄棒)	基	0～1 種類	2 種類以上	別 途 協 議	ベンチ	〃	2～3	3～4	植栽※2	本	2～6 (低木のみ)	4～10 (低木のみ)	外柵フェンス H=1.2～3.0m ※3	〃	1	1	園名柱	〃	1	1	車止め(可動式)	〃	1	1	排水施設	〃	1	1	植栽・施設、遊器具の設置については、公園緑地課と事前協議すること。 ※1 ブランコのチェーンおよび鉄棒の持手は SUS 仕様とすること。スベリ台のスベリ面は FRP 製とすること。遊具の接地面には緩衝材(ゴムマット等)を敷設すること。 ※2 高木を植栽する場合は、別途協議すること。 ※3 フェンスは亜鉛メッキとし金網はφ3.2×56mm同等品以上とすること。				
名 称	単 位			公園有効面積(m ²)																																																																																																							
		150 未満	150～300 未満	300～1,000 未満	1,000 以上																																																																																																						
2連ブランコ (フェン SUS 仕様)※3	基		1	1	別 途 協 議																																																																																																						
スベリ台(FRP 製) ※3	〃			1																																																																																																							
鉄棒(持手 SUS 仕様) ※3	〃			1																																																																																																							
ベンチ	〃	2	3	4																																																																																																							
植栽※1	本	1～4 (低木のみ)	2～6 (低木のみ)	4～10(低木) 1～3 (高木)																																																																																																							
外柵フェンス H=1.2～3.0m ※2	〃	1	1	1																																																																																																							
園名柱	〃	1	1	1																																																																																																							
車止め(可動式)	〃	1	1	1																																																																																																							
排水施設	〃	1	1	1																																																																																																							
植栽・施設、遊器具の配置については、公園緑地課と事前協議すること。 ※1 高木は、比較的小さい範囲でも植栽できる樹種とすること。(ハナミズギ、イロハモミジ等 H＝3.0m程度) ※2 フェンスは亜鉛メッキとし金網はφ3.2×56mm同等品以上とすること。 ※3 遊具の接地面には緩衝材(ゴムマット等)を敷設すること。																																																																																																											
名 称	単 位	公園有効面積(m2)																																																																																																									
		300 未満	300～1,000 未満	1,000 以上																																																																																																							
遊器具※1 (2連ブランコ・スベリ台・鉄棒)	基	0～1 種類	2 種類以上	別 途 協 議																																																																																																							
ベンチ	〃	2～3	3～4																																																																																																								
植栽※2	本	2～6 (低木のみ)	4～10 (低木のみ)																																																																																																								
外柵フェンス H=1.2～3.0m ※3	〃	1	1																																																																																																								
園名柱	〃	1	1																																																																																																								
車止め(可動式)	〃	1	1																																																																																																								
排水施設	〃	1	1																																																																																																								
植栽・施設、遊器具の設置については、公園緑地課と事前協議すること。 ※1 ブランコのチェーンおよび鉄棒の持手は SUS 仕様とすること。スベリ台のスベリ面は FRP 製とすること。遊具の接地面には緩衝材(ゴムマット等)を敷設すること。 ※2 高木を植栽する場合は、別途協議すること。 ※3 フェンスは亜鉛メッキとし金網はφ3.2×56mm同等品以上とすること。																																																																																																											

頁	改正前	頁	改正後
P26	第 4 附則	P26 (追加)	第 4 附則 20 令和 7 年 4 月 1 日 改正

頁	改正前	頁	改正後																																																				
P34	予定建築物等以外の建築等の許可（都市計画法第42条第1項ただし書き） 添付書類 <table><tr><td>予定建築物等以外の建築等許可申請書</td><td></td></tr><tr><td>予定建築物の配置図</td><td></td></tr><tr><td>予定建築物の各階平面図、立面図</td><td></td></tr><tr><td>位置図、区域図</td><td></td></tr><tr><td>公園</td><td></td></tr><tr><td>求積図</td><td></td></tr><tr><td>土地利用計画図</td><td></td></tr><tr><td>排水計画図</td><td></td></tr><tr><td>検査済証の写し又は開発登録簿の写し</td><td></td></tr><tr><td>登記簿謄本</td><td></td></tr><tr><td>同意書（申請地、隣接地、自治会長、水利組合長）</td><td></td></tr><tr><td>権利者一覧表含む</td><td></td></tr><tr><td>区画割の変更届</td><td></td></tr></table>	予定建築物等以外の建築等許可申請書		予定建築物の配置図		予定建築物の各階平面図、立面図		位置図、区域図		公園		求積図		土地利用計画図		排水計画図		検査済証の写し又は開発登録簿の写し		登記簿謄本		同意書（申請地、隣接地、自治会長、水利組合長）		権利者一覧表含む		区画割の変更届		P34	予定建築物等以外の建築等の許可（都市計画法第 42 条第 1 項ただし書き） 添付書類 <table><tr><td>予定建築物等以外の建築等許可申請書</td><td></td></tr><tr><td>予定建築物の配置図</td><td></td></tr><tr><td>予定建築物の各階平面図、立面図</td><td></td></tr><tr><td>位置図、区域図</td><td></td></tr><tr><td>公園</td><td></td></tr><tr><td>求積図</td><td></td></tr><tr><td>土地利用計画図</td><td></td></tr><tr><td>排水計画図</td><td></td></tr><tr><td>検査済証の写し又は開発登録簿の写し</td><td></td></tr><tr><td>登記事項証明書</td><td></td></tr><tr><td>同意書（申請地、隣接地、自治会長、水利組合長）</td><td></td></tr><tr><td>権利者一覧表含む</td><td></td></tr><tr><td>区画割の変更届</td><td></td></tr></table>	予定建築物等以外の建築等許可申請書		予定建築物の配置図		予定建築物の各階平面図、立面図		位置図、区域図		公園		求積図		土地利用計画図		排水計画図		検査済証の写し又は開発登録簿の写し		登記事項証明書		同意書（申請地、隣接地、自治会長、水利組合長）		権利者一覧表含む		区画割の変更届	
予定建築物等以外の建築等許可申請書																																																							
予定建築物の配置図																																																							
予定建築物の各階平面図、立面図																																																							
位置図、区域図																																																							
公園																																																							
求積図																																																							
土地利用計画図																																																							
排水計画図																																																							
検査済証の写し又は開発登録簿の写し																																																							
登記簿謄本																																																							
同意書（申請地、隣接地、自治会長、水利組合長）																																																							
権利者一覧表含む																																																							
区画割の変更届																																																							
予定建築物等以外の建築等許可申請書																																																							
予定建築物の配置図																																																							
予定建築物の各階平面図、立面図																																																							
位置図、区域図																																																							
公園																																																							
求積図																																																							
土地利用計画図																																																							
排水計画図																																																							
検査済証の写し又は開発登録簿の写し																																																							
登記事項証明書																																																							
同意書（申請地、隣接地、自治会長、水利組合長）																																																							
権利者一覧表含む																																																							
区画割の変更届																																																							

- 34 -

- 34 -

頁	改正前	頁	改正後																																								
P35	宇部市における開発行為に関する事務系統図 <table><thead><tr><th></th><th>事業主</th><th>建築指導課</th><th>開発行為対策協議会</th></tr></thead><tbody><tr><td>市要綱第4条</td><td>「構想協議申請」 構想協議通知</td><td>受付・審査 (庁議・調整会議)</td><td>各関係課協議 (協議会又は文書合議)</td></tr><tr><td>市要綱第5条</td><td>「法第32条事前協議申請」 (補正)</td><td>受付・審査 関係各課回答</td><td>各関係課協議 (協議会又は文書合議)</td></tr><tr><td>市要綱第6条</td><td>「法第32条同意申請」 「協定書」</td><td>受付・審査 (補正)</td><td>各関係課確認・協議</td></tr><tr><td>市要綱第7条</td><td>「開発行為許可申請書」</td><td>受付・審査 (補正)</td><td></td></tr></tbody></table> 開発行為許可 (変更) 工事着手 (市要綱第9条) 工事完了 (市要綱第9条) 工事完了検査 工事手直し 公共用地 所有権移転手続書類 (市要綱第15条) 検査済証交付 完了公告 所有権移転手続		事業主	建築指導課	開発行為対策協議会	市要綱第4条	「構想協議申請」 構想協議通知	受付・審査 (庁議・調整会議)	各関係課協議 (協議会又は文書合議)	市要綱第5条	「法第32条事前協議申請」 (補正)	受付・審査 関係各課回答	各関係課協議 (協議会又は文書合議)	市要綱第6条	「法第32条同意申請」 「協定書」	受付・審査 (補正)	各関係課確認・協議	市要綱第7条	「開発行為許可申請書」	受付・審査 (補正)		P35	宇部市における開発行為に関する事務系統図 <table><thead><tr><th></th><th>事業主</th><th>建築指導課</th><th>開発行為対策協議会</th></tr></thead><tbody><tr><td>市要綱第4条</td><td>「構想協議申請」 構想協議通知</td><td>受付・審査 (庁議・調整会議)</td><td>各関係課協議 (協議会又は文書合議)</td></tr><tr><td>市要綱第5条</td><td>「法第32条事前協議申請」 (補正)</td><td>受付・審査 関係各課回答</td><td>各関係課協議 (協議会又は文書合議)</td></tr><tr><td>市要綱第6条</td><td>「法第32条同意申請」 「協定書」</td><td>受付・審査 (補正)</td><td>各関係課確認・協議</td></tr><tr><td>市要綱第7条</td><td>「開発行為許可申請書」</td><td>受付・審査 (補正)</td><td></td></tr></tbody></table> 開発行為許可 (変更) 相互関係の同意 法定外用途廃止決定通知等 工事着手 (市要綱第9条) 工事完了 (市要綱第9条) 工事完了検査 工事手直し 公共用地 所有権移転手続書類 (市要綱第15条) 検査済証交付 完了公告 所有権移転手続		事業主	建築指導課	開発行為対策協議会	市要綱第4条	「構想協議申請」 構想協議通知	受付・審査 (庁議・調整会議)	各関係課協議 (協議会又は文書合議)	市要綱第5条	「法第32条事前協議申請」 (補正)	受付・審査 関係各課回答	各関係課協議 (協議会又は文書合議)	市要綱第6条	「法第32条同意申請」 「協定書」	受付・審査 (補正)	各関係課確認・協議	市要綱第7条	「開発行為許可申請書」	受付・審査 (補正)	
	事業主	建築指導課	開発行為対策協議会																																								
市要綱第4条	「構想協議申請」 構想協議通知	受付・審査 (庁議・調整会議)	各関係課協議 (協議会又は文書合議)																																								
市要綱第5条	「法第32条事前協議申請」 (補正)	受付・審査 関係各課回答	各関係課協議 (協議会又は文書合議)																																								
市要綱第6条	「法第32条同意申請」 「協定書」	受付・審査 (補正)	各関係課確認・協議																																								
市要綱第7条	「開発行為許可申請書」	受付・審査 (補正)																																									
	事業主	建築指導課	開発行為対策協議会																																								
市要綱第4条	「構想協議申請」 構想協議通知	受付・審査 (庁議・調整会議)	各関係課協議 (協議会又は文書合議)																																								
市要綱第5条	「法第32条事前協議申請」 (補正)	受付・審査 関係各課回答	各関係課協議 (協議会又は文書合議)																																								
市要綱第6条	「法第32条同意申請」 「協定書」	受付・審査 (補正)	各関係課確認・協議																																								
市要綱第7条	「開発行為許可申請書」	受付・審査 (補正)																																									

頁

改正前

P32

開発許可申請書の作成

(1) 許可申請書添付図書

書類の名称	明示すべき事項、添付書類、作成留意事項	添 付 要 否		
		自己居住用	自己兼用	自己用外
①公共施設の管理者同意申請書	・構築の無い場合にも「該当なし」と記入し添付すること。 ・構築先及び管理者については、事前に協議した内容と一致させること。	○	○	○
②所有者権移転登記に関する同意書	・団地等を記入すること。 ・該当地事等を記入すること。 ・構築用地がある場合に提出要。 ・合併がある場合は合併申込（平）の提出要。	○	○	○
③構築部求償図	・構築部に着色すること。 ・公共施設等を明示し、求償すること。 ・構築用地がある場合に提出要。	○	○	○
④開発行為許可申請書	・「その他必要な事項」には、他法令に関わる許可及び承認等必要な事項を明記すること。	○	○	○
⑤設計説明書	・「土地利用計画」において、公共施設にあたる不特定、水路等は「その他」の欄に記入すること。 ・「公共施設の整備計画」の内容は、①の内容と一致させること。 ・「その他」の給排水施設については、事前の協議指示事項を遵守すること。	×	○	○
⑥公共施設（水道・消防）の管理者同意（平）	・各事業等との協議書を添付すること。	○	○	○
⑦他法令に基づく承認書等（平）	・道路法 24 条施行承認書、市町村指定加工承認書、指定外公共物加工承認書、指定外公共物法 32 条同意申請書等。	○	○	○
⑧土地境界確認書（平） （図面含む）	・指定外公共物境界確認書、市町村境界確認書、市道境界確認書、県道境界確認書等。 ・指定外公共物又は市町村等を区域内外は隣接地とする場合に提出要。	○	○	○
⑨資金計画書	・「収支計画」及び「年度別資金計画」を明示し、整合させること。 ・金融機関の発行する融資計画書又は現金等預金証明書を添付すること。なお、借入履歴には「開発行為」又は「建設行為」を明示すること。	×	大規模○ 小規模×	○
⑩設計者の資格に関する申告書	・開発区域の面積が 1ha 以上の場合に限り必要。 ・卒業証明書又は資格証明書を添付すること。	○	○	○
⑪申請者の実力及び信用に関する申告書	・開発登記事項証明書（申請者が個人の場合にあつては、住民票の写し）、法人設立は所得税及び事業年度の納税証明書並びに直前事業年度の財務諸表及び定額の写しを添付すること。 ・「法令による登録等」については、その証明書（平）を添付すること。 ・「設立年月日」及び「資本金」の記載に際しては、法人登記簿謄本の内容と一致させること。 ・「前年度事業費」は直前事業年度の売上高を、また「累積総額」は累積合計を記載すること。	×	大規模○ 小規模×	○

- 37 -

頁

改正後

P37

開発許可申請書の作成

(1) 許可申請書添付図書

書類の名称	明示すべき事項、添付書類、作成留意事項	添 付 要 否		
		自己居住用	自己兼用	自己用外
①公共施設の管理者同意申請書	・構築の無い場合にも「該当なし」と記入し添付すること。 ・構築先及び管理者については、事前に協議した内容と一致させること。	○	○	○
②所有者権移転登記に関する同意書	・団地等を記入すること。 ・該当地事等を記入すること。 ・構築用地がある場合に提出要。 ・合併がある場合は合併申込（平）の提出要。	○	○	○
③構築部求償図	・構築部に着色すること。 ・公共施設等を明示し、求償すること。 ・構築用地がある場合に提出要。	○	○	○
④開発行為許可申請書	・「その他必要な事項」には、他法令に関わる許可及び承認等必要な事項を明記すること。	○	○	○
⑤設計説明書	・「土地利用計画」において、公共施設にあたる不特定、水路等は「その他」の欄に記入すること。 ・「公共施設の整備計画」の内容は、①の内容と一致させること。 ・「その他」の給排水施設については、事前の協議指示事項を遵守すること。	×	○	○
⑥公共施設（水道・消防）の管理者同意（平）	・各事業等との協議書同意申請書及び同意書の平しを添付すること。	○	○	○
⑦他法令に基づく承認書等（平）	・道路法 24 条施行承認書、市町村指定加工承認書、指定外公共物加工承認書、指定外公共物法 32 条同意書、指定外公共物用地関係通知書等。	○	○	○
⑧土地境界確認書（平） （図面含む）	・指定外公共物境界確認書、市町村境界確認書、市道境界確認書、県道境界確認書等。 ・指定外公共物又は市町村等を区域内外は隣接地とする場合に提出要。	○	○	○
⑨資金計画書	・「収支計画」及び「年度別資金計画」を明示し、整合させること。 ・金融機関の発行する融資計画書又は現金等預金証明書を添付すること。なお、借入履歴には「開発行為」又は「建設行為」を明示すること。	×	大規模○ 小規模×	○
⑩設計者の資格に関する申告書	・開発区域の面積が 1ha 以上の場合に限り必要。 ・卒業証明書又は資格証明書を添付すること。	○	○	○

- 37 -

頁	改正前	頁	改正後																								
P38	<table><tr><td>⑪工事施行者の能力に関する申告書</td><td>・開発登記事項証明書、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書、直前事業年度の財産簿表の写しを添付すること。 ・「法令による登録等」については、その証明書（写）を添付すること。</td><td>×</td><td>大規模○ 小規模×</td><td>○</td></tr><tr><td>⑫開発区域内等権利者一覧表</td><td>・区域内については、権利者すべてについて記載すること。 ・隣接地については、所有者権者について記載すること。 ・関係自治会長及び水利組合長を記載すること。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>⑬開発行為の同意書</td><td>・全ての権利者について、提出要。 ・自治会長及び水利組合長については、協賛した証として書面を添付すること。また、自治会長等の名称を記入すること。 ・やむを得ず同意書が提出できない時は、事前に協議を行うこと。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>⑭登記事項証明書</td><td>・区域内の土地について提出要。 ・申請時から三月以内に作成されたものであること。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>⑮他法令に基づく許可書等（写）</td><td>・農地利用許可書、河川法許可書、占用許可書等。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	⑪工事施行者の能力に関する申告書	・開発登記事項証明書、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書、直前事業年度の財産簿表の写しを添付すること。 ・「法令による登録等」については、その証明書（写）を添付すること。	×	大規模○ 小規模×	○	⑫開発区域内等権利者一覧表	・区域内については、権利者すべてについて記載すること。 ・隣接地については、所有者権者について記載すること。 ・関係自治会長及び水利組合長を記載すること。	○	○	○	⑬開発行為の同意書	・全ての権利者について、提出要。 ・自治会長及び水利組合長については、協賛した証として書面を添付すること。また、自治会長等の名称を記入すること。 ・やむを得ず同意書が提出できない時は、事前に協議を行うこと。	○	○	○	⑭登記事項証明書	・区域内の土地について提出要。 ・申請時から三月以内に作成されたものであること。	○	○	○	⑮他法令に基づく許可書等（写）	・農地利用許可書、河川法許可書、占用許可書等。	○	○	○	
⑪工事施行者の能力に関する申告書	・開発登記事項証明書、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書、直前事業年度の財産簿表の写しを添付すること。 ・「法令による登録等」については、その証明書（写）を添付すること。	×	大規模○ 小規模×	○																							
⑫開発区域内等権利者一覧表	・区域内については、権利者すべてについて記載すること。 ・隣接地については、所有者権者について記載すること。 ・関係自治会長及び水利組合長を記載すること。	○	○	○																							
⑬開発行為の同意書	・全ての権利者について、提出要。 ・自治会長及び水利組合長については、協賛した証として書面を添付すること。また、自治会長等の名称を記入すること。 ・やむを得ず同意書が提出できない時は、事前に協議を行うこと。	○	○	○																							
⑭登記事項証明書	・区域内の土地について提出要。 ・申請時から三月以内に作成されたものであること。	○	○	○																							
⑮他法令に基づく許可書等（写）	・農地利用許可書、河川法許可書、占用許可書等。	○	○	○																							

注1） 「自己業務用」の欄中「大規模」とは開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを、「小規模」とは開発区域の面積が1ヘクタール未満のものをいいます。

注2） 添付図書は①～⑮の順番で製本してください。

注3） 申請図書に添付する位置図等の地形図は、最新の都市計画図等を使用してください。

開発許可申請書見本

- 38 -

頁	改正後	頁	改正後																																		
P38	<table><tr><td>⑪申請者の能力及び信用に関する申告書</td><td>・開発登記事項証明書（申請者が個人の場合は、住民票の写し又は個人番号カードの写し）、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書並びに、直前事業年度の財産簿表の写しを添付すること。 ・「法令による登録等」については、その証明書（写）を添付すること。 ・「設立年月日」及び「資本金」の記載に際しては、法人登記簿原本の内容と一致させること。 ・「前年度事業額」は直前事業年度の売上高を、また「実収額」は実収合算を記載すること。</td><td>△</td><td>大規模○ 小規模△</td><td>○</td></tr><tr><td>⑫工事施行者の能力に関する申告書</td><td>・開発登記事項証明書（施行者が個人の場合は、住民票の写し又は個人番号カードの写し）、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書、直前事業年度の財産簿表の写しを添付すること。 ・「法令による登録等」については、その証明書（写）又は「建設業者・宅地建物取引業登録システム」を活用した資料を添付すること。</td><td>△</td><td>大規模○ 小規模△</td><td>○</td></tr><tr><td>⑬開発区域内等権利者一覧表</td><td>・区域内については、権利者すべてについて記載すること。 ・隣接地については、所有者権者について記載すること。 ・関係自治会長及び水利組合長を記載すること。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>⑭開発行為の同意書</td><td>・全ての権利者について、提出要。 ・自治会長及び水利組合長については、協賛した証として書面を添付すること。また、自治会長等の名称を記入すること。 ・やむを得ず同意書が提出できない時は、事前に協議を行うこと。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>⑮開発区域内の権利者（同意者）の本人確認書類</td><td>以下のいずれか ・印鑑登録証明書（同意書に同意者の捺印が押印されている場合）、住民票の写し、個人番号カード（表面のみ）の写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書の写し（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>⑯登記事項証明書</td><td>・区域内の土地について提出要。 ・申請時から三月以内に作成されたものであること。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>⑰他法令に基づく許可書等（写）</td><td>・農地利用許可書、河川法許可書、占用許可書等。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	⑪申請者の能力及び信用に関する申告書	・開発登記事項証明書（申請者が個人の場合は、住民票の写し又は個人番号カードの写し）、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書並びに、直前事業年度の財産簿表の写しを添付すること。 ・「法令による登録等」については、その証明書（写）を添付すること。 ・「設立年月日」及び「資本金」の記載に際しては、法人登記簿原本の内容と一致させること。 ・「前年度事業額」は直前事業年度の売上高を、また「実収額」は実収合算を記載すること。	△	大規模○ 小規模△	○	⑫工事施行者の能力に関する申告書	・開発登記事項証明書（施行者が個人の場合は、住民票の写し又は個人番号カードの写し）、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書、直前事業年度の財産簿表の写しを添付すること。 ・「法令による登録等」については、その証明書（写）又は「建設業者・宅地建物取引業登録システム」を活用した資料を添付すること。	△	大規模○ 小規模△	○	⑬開発区域内等権利者一覧表	・区域内については、権利者すべてについて記載すること。 ・隣接地については、所有者権者について記載すること。 ・関係自治会長及び水利組合長を記載すること。	○	○	○	⑭開発行為の同意書	・全ての権利者について、提出要。 ・自治会長及び水利組合長については、協賛した証として書面を添付すること。また、自治会長等の名称を記入すること。 ・やむを得ず同意書が提出できない時は、事前に協議を行うこと。	○	○	○	⑮開発区域内の権利者（同意者）の本人確認書類	以下のいずれか ・印鑑登録証明書（同意書に同意者の捺印が押印されている場合）、住民票の写し、個人番号カード（表面のみ）の写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書の写し（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し	○	○	○	⑯登記事項証明書	・区域内の土地について提出要。 ・申請時から三月以内に作成されたものであること。	○	○	○	⑰他法令に基づく許可書等（写）	・農地利用許可書、河川法許可書、占用許可書等。	○	○	○	△：宅地造成及び特定国土形成法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要する工事の場合は、提出が必要。 △：宅地造成及び特定国土形成法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要する工事の場合は、提出が必要。
⑪申請者の能力及び信用に関する申告書	・開発登記事項証明書（申請者が個人の場合は、住民票の写し又は個人番号カードの写し）、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書並びに、直前事業年度の財産簿表の写しを添付すること。 ・「法令による登録等」については、その証明書（写）を添付すること。 ・「設立年月日」及び「資本金」の記載に際しては、法人登記簿原本の内容と一致させること。 ・「前年度事業額」は直前事業年度の売上高を、また「実収額」は実収合算を記載すること。	△	大規模○ 小規模△	○																																	
⑫工事施行者の能力に関する申告書	・開発登記事項証明書（施行者が個人の場合は、住民票の写し又は個人番号カードの写し）、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書、直前事業年度の財産簿表の写しを添付すること。 ・「法令による登録等」については、その証明書（写）又は「建設業者・宅地建物取引業登録システム」を活用した資料を添付すること。	△	大規模○ 小規模△	○																																	
⑬開発区域内等権利者一覧表	・区域内については、権利者すべてについて記載すること。 ・隣接地については、所有者権者について記載すること。 ・関係自治会長及び水利組合長を記載すること。	○	○	○																																	
⑭開発行為の同意書	・全ての権利者について、提出要。 ・自治会長及び水利組合長については、協賛した証として書面を添付すること。また、自治会長等の名称を記入すること。 ・やむを得ず同意書が提出できない時は、事前に協議を行うこと。	○	○	○																																	
⑮開発区域内の権利者（同意者）の本人確認書類	以下のいずれか ・印鑑登録証明書（同意書に同意者の捺印が押印されている場合）、住民票の写し、個人番号カード（表面のみ）の写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書の写し（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し	○	○	○																																	
⑯登記事項証明書	・区域内の土地について提出要。 ・申請時から三月以内に作成されたものであること。	○	○	○																																	
⑰他法令に基づく許可書等（写）	・農地利用許可書、河川法許可書、占用許可書等。	○	○	○																																	

注1） 「自己業務用」の欄中「大規模」とは開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを、「小規模」とは開発区域の面積が1ヘクタール未満のものをいいます。

注2） 添付図書は①～⑰の順番で製本してください。

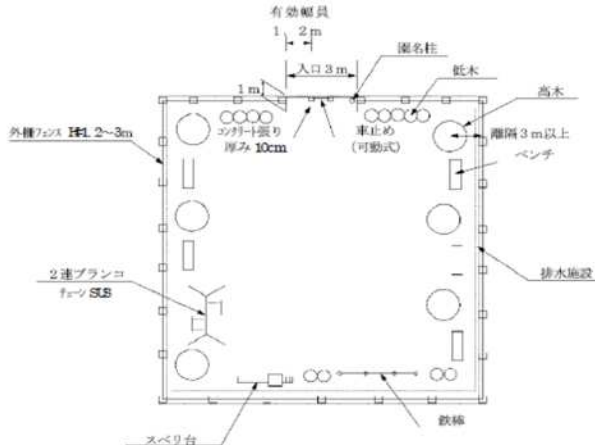
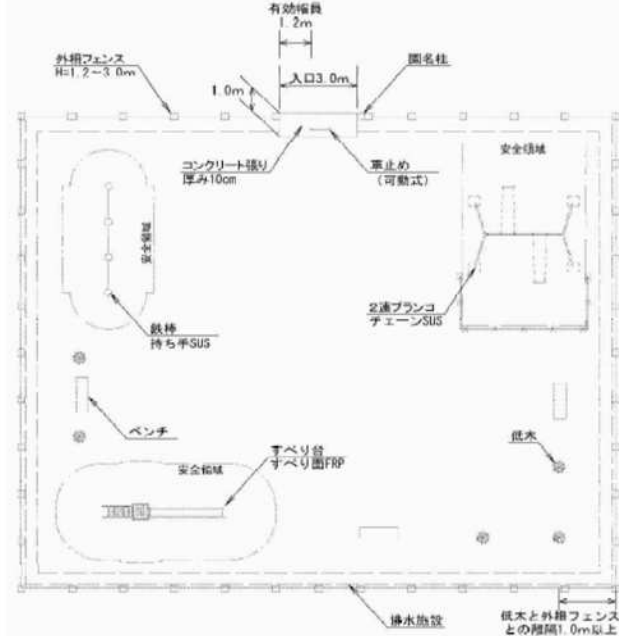
注3） 申請図書に添付する位置図等の地形図は、最新の都市計画図等を使用してください。

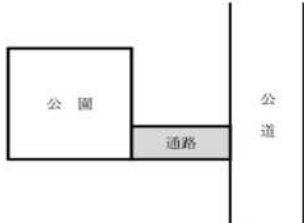
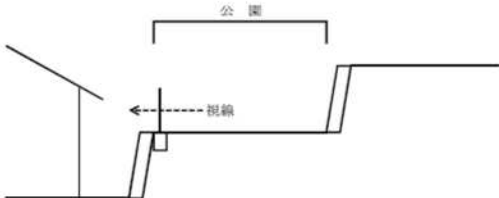
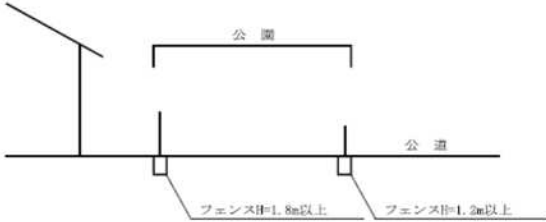
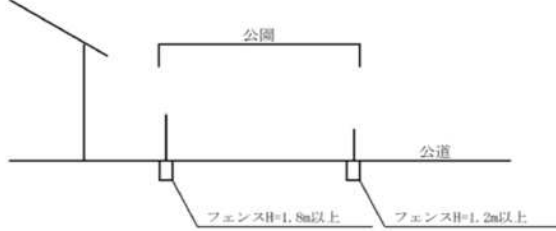
- 38 -

頁	改正前	頁	改正後																																																								
P39	(2) 許可申請書添付図面 ア 通常添付が必要な図面 ※ 方位（構造物及び縦断面図を除く）、縮尺を記入すること。 平面図においては開発区域を朱で囲むこと。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>図面の名称</th><th>縮 尺</th><th>示 示 す べ き 事 項</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開 発 区 域 位 置 図</td><td>1/10,000 以上</td><td>1 開発区域周辺の都市施設の位置及び名称</td><td></td></tr> <tr> <td>開 発 区 域 区 域 図</td><td>1/2,000 以上</td><td>1 土地の形状 2 市境界とその名称 3 用途地域の区分及び他の法令による規制区域</td><td>・他の法令による規制区域は、開発区域及びその周辺の区域について図示すること。</td></tr> <tr> <td>現 況 図</td><td>1/800 以上</td><td>1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 開発区域内及びその周辺の公共施設及び公益的施設の位置及び形状 3 既存の建築物及び植栽等の工作物の位置及び形状 4 開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為にあっては、樹木又はその集団の位置及び集団の状況 5 市道外公共物幅及び接続道路幅名称</td><td>・開発区域周辺の地形の状況が明らかになる程度の範囲まで作成すること。</td></tr> <tr> <td>公 園 の 平 示</td><td>公園原本と 等倍</td><td>1 国道・水路をそれぞれ赤・青で着色 2 市町の区域内の町又は市の境界とその名称 3 樹草年月日、樹草者の氏名及び樹草活動開始の名称 4 土地の地番、地目及び権利者</td><td>・開発区域の隣接となる箇所まで影響すること。</td></tr> <tr> <td>求 償 図</td><td>1/800 以上</td><td>1 開発区域全体の求償表 2 公共施設ごとの求償表</td><td>・地価は小数第三位以下を切り捨てること。</td></tr> <tr> <td>土 地 利 用 計 画 図</td><td>1/800 以上 ただし、ゴルフ場の場合は 1/1,000 以上</td><td>1 開発区域を工区に分けたときは工区界 2 公園、緑地及び広場の位置、形状及び面積 3 開発区域内外の道路の位置、形状、幅員及び附属建築物 4 排水施設の位置、形状及び水の流れる方向 5 都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称 6 消防水利の位置及び形状 7 調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状（多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用部分の区分） 8 河川その他の公共施設の位置及び形状 9 予定建築物等の敷地の形状及び面積</td><td>・予定建築物等の用途は、具体的に各敷地ごとに記入すること。 ・宅地、道路、公園、調整池等各土地利用の区分ごとに色分けすること。 ・この図面は、開発基準案の図面として一般の閲覧に供されるので明確に表示すること。 ・区域内外、自放を（コンタ等放を）として計画を記入すること。 ・用途区域界が開発区域内にある場合には、用途区域界を表示すること。</td></tr> </tbody> </table>	図面の名称	縮 尺	示 示 す べ き 事 項	備 考	開 発 区 域 位 置 図	1/10,000 以上	1 開発区域周辺の都市施設の位置及び名称		開 発 区 域 区 域 図	1/2,000 以上	1 土地の形状 2 市境界とその名称 3 用途地域の区分及び他の法令による規制区域	・他の法令による規制区域は、開発区域及びその周辺の区域について図示すること。	現 況 図	1/800 以上	1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 開発区域内及びその周辺の公共施設及び公益的施設の位置及び形状 3 既存の建築物及び植栽等の工作物の位置及び形状 4 開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為にあっては、樹木又はその集団の位置及び集団の状況 5 市道外公共物幅及び接続道路幅名称	・開発区域周辺の地形の状況が明らかになる程度の範囲まで作成すること。	公 園 の 平 示	公園原本と 等倍	1 国道・水路をそれぞれ赤・青で着色 2 市町の区域内の町又は市の境界とその名称 3 樹草年月日、樹草者の氏名及び樹草活動開始の名称 4 土地の地番、地目及び権利者	・開発区域の隣接となる箇所まで影響すること。	求 償 図	1/800 以上	1 開発区域全体の求償表 2 公共施設ごとの求償表	・地価は小数第三位以下を切り捨てること。	土 地 利 用 計 画 図	1/800 以上 ただし、ゴルフ場の場合は 1/1,000 以上	1 開発区域を工区に分けたときは工区界 2 公園、緑地及び広場の位置、形状及び面積 3 開発区域内外の道路の位置、形状、幅員及び附属建築物 4 排水施設の位置、形状及び水の流れる方向 5 都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称 6 消防水利の位置及び形状 7 調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状（多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用部分の区分） 8 河川その他の公共施設の位置及び形状 9 予定建築物等の敷地の形状及び面積	・予定建築物等の用途は、具体的に各敷地ごとに記入すること。 ・宅地、道路、公園、調整池等各土地利用の区分ごとに色分けすること。 ・この図面は、開発基準案の図面として一般の閲覧に供されるので明確に表示すること。 ・区域内外、自放を（コンタ等放を）として計画を記入すること。 ・用途区域界が開発区域内にある場合には、用途区域界を表示すること。	P40	(2) 許可申請書添付図面 ア 通常添付が必要な図面 ※ 方位（構造物及び縦断面図を除く）、縮尺を記入すること。 平面図においては開発区域を朱で囲むこと。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>図面の名称</th><th>縮 尺</th><th>示 示 す べ き 事 項</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開 発 区 域 位 置 図</td><td>1/10,000 以上</td><td>1 開発区域周辺の都市施設の位置及び名称</td><td></td></tr> <tr> <td>開 発 区 域 区 域 図</td><td>1/2,000 以上</td><td>1 土地の形状 2 市境界とその名称 3 用途地域の区分及び他の法令による規制区域</td><td>・他の法令による規制区域は、開発区域及びその周辺の区域について図示すること。</td></tr> <tr> <td>現 況 図</td><td>1/800 以上</td><td>1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 開発区域内及びその周辺の公共施設及び公益的施設の位置及び形状 3 既存の建築物及び植栽等の工作物の位置及び形状 4 開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為にあっては、樹木又はその集団の位置及び集団の状況 5 市道外公共物幅及び接続道路幅名称</td><td>・開発区域周辺の地形の状況が明らかになる程度の範囲まで作成すること。</td></tr> <tr> <td>公 園 の 平 示</td><td>公園原本と 等倍</td><td>1 国道・水路をそれぞれ赤・青で着色 2 市町の区域内の町又は市の境界とその名称 3 樹草年月日、樹草者の氏名及び樹草活動開始の名称 4 土地の地番、地目及び権利者</td><td>・開発区域の隣接となる箇所まで影響すること。 ・申請時から 三月以内に樹草したものであること。</td></tr> <tr> <td>求 償 図</td><td>1/800 以上</td><td>1 開発区域全体の求償表 2 公共施設ごとの求償表</td><td>・地価は小数第三位以下を切り捨てること。</td></tr> <tr> <td>土 地 利 用 計 画 図</td><td>1/800 以上 ただし、ゴルフ場の場合は 1/1,000 以上</td><td>1 開発区域を工区に分けたときは工区界 2 公園、緑地及び広場の位置、形状及び面積 3 開発区域内外の道路の位置、形状、幅員及び附属建築物 4 排水施設の位置、形状及び水の流れる方向 5 都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称 6 消防水利の位置及び形状 7 調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状（多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用部分の区分） 8 河川その他の公共施設の位置及び形状 9 予定建築物等の敷地の形状及び面積</td><td>・予定建築物等の用途は、具体的に各敷地ごとに記入すること。 ・宅地、道路、公園、調整池等各土地利用の区分ごとに色分けすること。 ・この図面は、開発基準案の図面として一般の閲覧に供されるので明確に表示すること。 ・区域内外、自放を（コンタ等放を）として計画を記入すること。 ・用途区域界が開発区域内にある場合には、用途区域界を表示すること。</td></tr> </tbody> </table>	図面の名称	縮 尺	示 示 す べ き 事 項	備 考	開 発 区 域 位 置 図	1/10,000 以上	1 開発区域周辺の都市施設の位置及び名称		開 発 区 域 区 域 図	1/2,000 以上	1 土地の形状 2 市境界とその名称 3 用途地域の区分及び他の法令による規制区域	・他の法令による規制区域は、開発区域及びその周辺の区域について図示すること。	現 況 図	1/800 以上	1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 開発区域内及びその周辺の公共施設及び公益的施設の位置及び形状 3 既存の建築物及び植栽等の工作物の位置及び形状 4 開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為にあっては、樹木又はその集団の位置及び集団の状況 5 市道外公共物幅及び接続道路幅名称	・開発区域周辺の地形の状況が明らかになる程度の範囲まで作成すること。	公 園 の 平 示	公園原本と 等倍	1 国道・水路をそれぞれ赤・青で着色 2 市町の区域内の町又は市の境界とその名称 3 樹草年月日、樹草者の氏名及び樹草活動開始の名称 4 土地の地番、地目及び権利者	・開発区域の隣接となる箇所まで影響すること。 ・申請時から 三月以内に樹草したものであること。	求 償 図	1/800 以上	1 開発区域全体の求償表 2 公共施設ごとの求償表	・地価は小数第三位以下を切り捨てること。	土 地 利 用 計 画 図	1/800 以上 ただし、ゴルフ場の場合は 1/1,000 以上	1 開発区域を工区に分けたときは工区界 2 公園、緑地及び広場の位置、形状及び面積 3 開発区域内外の道路の位置、形状、幅員及び附属建築物 4 排水施設の位置、形状及び水の流れる方向 5 都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称 6 消防水利の位置及び形状 7 調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状（多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用部分の区分） 8 河川その他の公共施設の位置及び形状 9 予定建築物等の敷地の形状及び面積	・予定建築物等の用途は、具体的に各敷地ごとに記入すること。 ・宅地、道路、公園、調整池等各土地利用の区分ごとに色分けすること。 ・この図面は、開発基準案の図面として一般の閲覧に供されるので明確に表示すること。 ・区域内外、自放を（コンタ等放を）として計画を記入すること。 ・用途区域界が開発区域内にある場合には、用途区域界を表示すること。
図面の名称	縮 尺	示 示 す べ き 事 項	備 考																																																								
開 発 区 域 位 置 図	1/10,000 以上	1 開発区域周辺の都市施設の位置及び名称																																																									
開 発 区 域 区 域 図	1/2,000 以上	1 土地の形状 2 市境界とその名称 3 用途地域の区分及び他の法令による規制区域	・他の法令による規制区域は、開発区域及びその周辺の区域について図示すること。																																																								
現 況 図	1/800 以上	1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 開発区域内及びその周辺の公共施設及び公益的施設の位置及び形状 3 既存の建築物及び植栽等の工作物の位置及び形状 4 開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為にあっては、樹木又はその集団の位置及び集団の状況 5 市道外公共物幅及び接続道路幅名称	・開発区域周辺の地形の状況が明らかになる程度の範囲まで作成すること。																																																								
公 園 の 平 示	公園原本と 等倍	1 国道・水路をそれぞれ赤・青で着色 2 市町の区域内の町又は市の境界とその名称 3 樹草年月日、樹草者の氏名及び樹草活動開始の名称 4 土地の地番、地目及び権利者	・開発区域の隣接となる箇所まで影響すること。																																																								
求 償 図	1/800 以上	1 開発区域全体の求償表 2 公共施設ごとの求償表	・地価は小数第三位以下を切り捨てること。																																																								
土 地 利 用 計 画 図	1/800 以上 ただし、ゴルフ場の場合は 1/1,000 以上	1 開発区域を工区に分けたときは工区界 2 公園、緑地及び広場の位置、形状及び面積 3 開発区域内外の道路の位置、形状、幅員及び附属建築物 4 排水施設の位置、形状及び水の流れる方向 5 都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称 6 消防水利の位置及び形状 7 調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状（多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用部分の区分） 8 河川その他の公共施設の位置及び形状 9 予定建築物等の敷地の形状及び面積	・予定建築物等の用途は、具体的に各敷地ごとに記入すること。 ・宅地、道路、公園、調整池等各土地利用の区分ごとに色分けすること。 ・この図面は、開発基準案の図面として一般の閲覧に供されるので明確に表示すること。 ・区域内外、自放を（コンタ等放を）として計画を記入すること。 ・用途区域界が開発区域内にある場合には、用途区域界を表示すること。																																																								
図面の名称	縮 尺	示 示 す べ き 事 項	備 考																																																								
開 発 区 域 位 置 図	1/10,000 以上	1 開発区域周辺の都市施設の位置及び名称																																																									
開 発 区 域 区 域 図	1/2,000 以上	1 土地の形状 2 市境界とその名称 3 用途地域の区分及び他の法令による規制区域	・他の法令による規制区域は、開発区域及びその周辺の区域について図示すること。																																																								
現 況 図	1/800 以上	1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 開発区域内及びその周辺の公共施設及び公益的施設の位置及び形状 3 既存の建築物及び植栽等の工作物の位置及び形状 4 開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為にあっては、樹木又はその集団の位置及び集団の状況 5 市道外公共物幅及び接続道路幅名称	・開発区域周辺の地形の状況が明らかになる程度の範囲まで作成すること。																																																								
公 園 の 平 示	公園原本と 等倍	1 国道・水路をそれぞれ赤・青で着色 2 市町の区域内の町又は市の境界とその名称 3 樹草年月日、樹草者の氏名及び樹草活動開始の名称 4 土地の地番、地目及び権利者	・開発区域の隣接となる箇所まで影響すること。 ・申請時から 三月以内に樹草したものであること。																																																								
求 償 図	1/800 以上	1 開発区域全体の求償表 2 公共施設ごとの求償表	・地価は小数第三位以下を切り捨てること。																																																								
土 地 利 用 計 画 図	1/800 以上 ただし、ゴルフ場の場合は 1/1,000 以上	1 開発区域を工区に分けたときは工区界 2 公園、緑地及び広場の位置、形状及び面積 3 開発区域内外の道路の位置、形状、幅員及び附属建築物 4 排水施設の位置、形状及び水の流れる方向 5 都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称 6 消防水利の位置及び形状 7 調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状（多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用部分の区分） 8 河川その他の公共施設の位置及び形状 9 予定建築物等の敷地の形状及び面積	・予定建築物等の用途は、具体的に各敷地ごとに記入すること。 ・宅地、道路、公園、調整池等各土地利用の区分ごとに色分けすること。 ・この図面は、開発基準案の図面として一般の閲覧に供されるので明確に表示すること。 ・区域内外、自放を（コンタ等放を）として計画を記入すること。 ・用途区域界が開発区域内にある場合には、用途区域界を表示すること。																																																								

頁	改正前	頁	改正後																																																
P42	<table border="1"> <thead> <tr> <th>図面の名称</th><th>縮 尺</th><th>明 示 す べ き 事 項</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道 路 計 画 縦 断 図</td><td>1/500 以上</td><td>1 道路の縦断勾配（パーセント） 2 計画地盤面 3 計画地盤高 4 車道幅及び追加距離 5 基準線（D、L）</td><td>・開発区域外の道路との関連を明示すること。</td></tr> <tr> <td>道 路 計 画 標 準 横 断 図</td><td>1/50 以上</td><td>1 道路の幅員構成（小えん堤を含む） 2 道路の横断勾配（パーセント） 3 道路及びその路盤の材料、品質、形状及び寸法 4 道路側溝の位置、形状及び寸法 5 道路への埋設物（埋設管等）の位置形状及び寸法 6 交通安全施設の形状、構造及び基礎形式</td><td></td></tr> <tr> <td>がけの断面図</td><td>1/50 以上</td><td>1 がけの高さ、勾配及び土質の種類（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質の種類及び地層の厚さ） 2 現況地盤面及び計画地盤面 3 小段の位置及び幅 4 石置り、張り芝、モルタルの吹き付け等のがけ面の保護の方法</td><td>・現況線は細く、計画線は太く表示すること。 ・がけの前後の地盤面も必要な範囲で併せて示すこと。</td></tr> <tr> <td>擁壁の断面図</td><td>1/50 以上</td><td>1 擁壁の寸法及び勾配 2 擁壁の材料の種類及び寸法 3 裏込めコンクリートの品質及び寸法 4 透水層の位置及び寸法 5 水抜き穴の位置、材料及び内径 6 基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置及び寸法 7 擁壁の背後の地盤面 8 必要地耐力</td><td>・鉄筋コンクリート造のときは配筋図が必要である。 ・認定擁壁の場合は、国土交通大臣認定証の写し及び製造工場の認定証明書の写しを添付すること。 ・基礎杭においては検討書を添付すること。 ・国土交通省タイプ以外のものは構造計算書を添付すること。 ・がけ及び基礎地盤の土質は現地で確認すること。</td></tr> <tr> <td>防災計画図</td><td>1/500 以上</td><td>1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 計画道路の位置、形状及び幅員 3 段切の位置及び形状 4 表土除去範囲 5 ヘドロ除去範囲及び際さ 6 工事中の雨水排水経路及び流出計画 7 防災施設の位置、形状、寸法及び名称 8 防災施設の設置時期及び設置期間</td><td>・開発区域の周辺を含めて作成すること。 ・防災に関する具体的な計画について記載した書面を添付すること。 ・防災施設構造図も作成すること。</td></tr> </tbody> </table> 注）上記の図面の作成に当たって使用する凡例については、次頁の表によること。	図面の名称	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	備 考	道 路 計 画 縦 断 図	1/500 以上	1 道路の縦断勾配（パーセント） 2 計画地盤面 3 計画地盤高 4 車道幅及び追加距離 5 基準線（D、L）	・開発区域外の道路との関連を明示すること。	道 路 計 画 標 準 横 断 図	1/50 以上	1 道路の幅員構成（小えん堤を含む） 2 道路の横断勾配（パーセント） 3 道路及びその路盤の材料、品質、形状及び寸法 4 道路側溝の位置、形状及び寸法 5 道路への埋設物（埋設管等）の位置形状及び寸法 6 交通安全施設の形状、構造及び基礎形式		がけの断面図	1/50 以上	1 がけの高さ、勾配及び土質の種類（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質の種類及び地層の厚さ） 2 現況地盤面及び計画地盤面 3 小段の位置及び幅 4 石置り、張り芝、モルタルの吹き付け等のがけ面の保護の方法	・現況線は細く、計画線は太く表示すること。 ・がけの前後の地盤面も必要な範囲で併せて示すこと。	擁壁の断面図	1/50 以上	1 擁壁の寸法及び勾配 2 擁壁の材料の種類及び寸法 3 裏込めコンクリートの品質及び寸法 4 透水層の位置及び寸法 5 水抜き穴の位置、材料及び内径 6 基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置及び寸法 7 擁壁の背後の地盤面 8 必要地耐力	・鉄筋コンクリート造のときは配筋図が必要である。 ・認定擁壁の場合は、国土交通大臣認定証の写し及び製造工場の認定証明書の写しを添付すること。 ・基礎杭においては検討書を添付すること。 ・国土交通省タイプ以外のものは構造計算書を添付すること。 ・がけ及び基礎地盤の土質は現地で確認すること。	防災計画図	1/500 以上	1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 計画道路の位置、形状及び幅員 3 段切の位置及び形状 4 表土除去範囲 5 ヘドロ除去範囲及び際さ 6 工事中の雨水排水経路及び流出計画 7 防災施設の位置、形状、寸法及び名称 8 防災施設の設置時期及び設置期間	・開発区域の周辺を含めて作成すること。 ・防災に関する具体的な計画について記載した書面を添付すること。 ・防災施設構造図も作成すること。	P43	<table border="1"> <thead> <tr> <th>図面の名称</th><th>縮 尺</th><th>明 示 す べ き 事 項</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道 路 計 画 縦 断 図</td><td>1/500 以上</td><td>1 道路の縦断勾配（パーセント） 2 計画地盤面 3 計画地盤高 4 車道幅及び追加距離 5 基準線（D、L）</td><td>・開発区域外の道路との関連を明示すること。</td></tr> <tr> <td>道 路 計 画 標 準 横 断 図</td><td>1/50 以上</td><td>1 道路の幅員構成（小えん堤を含む） 2 道路の横断勾配（パーセント） 3 道路及びその路盤の材料、品質、形状及び寸法 4 道路側溝の位置、形状及び寸法 5 道路への埋設物（埋設管等）の位置形状及び寸法 6 交通安全施設の形状、構造及び基礎形式</td><td></td></tr> <tr> <td>がけの断面図</td><td>1/50 以上</td><td>1 がけの高さ、勾配及び土質の種類（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質の種類及び地層の厚さ） 2 現況地盤面及び計画地盤面 3 小段の位置及び幅 4 石置り、張り芝、モルタルの吹き付け等のがけ面の保護の方法</td><td>・現況線は細く、計画線は太く表示すること。 ・がけの前後の地盤面も必要な範囲で併せて示すこと。</td></tr> <tr> <td>擁壁の断面図</td><td>1/50 以上</td><td>1 擁壁の寸法及び勾配 2 擁壁の材料の種類及び寸法 3 裏込めコンクリートの品質及び寸法 4 透水層の位置及び寸法 5 水抜き穴の位置、材料及び内径 6 基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置及び寸法 7 擁壁の背後の地盤面 8 必要地耐力</td><td>・鉄筋コンクリート造のときは配筋図が必要である。 ・認定擁壁の場合は、国土交通大臣認定証の写し及び製造工場の認定証明書の写しを添付すること。 ・基礎杭においては検討書を添付すること。 ・国土交通省タイプ以外のものは構造計算書を添付すること。 ・がけ及び基礎地盤の土質は現地で確認すること。</td></tr> <tr> <td>防災計画図</td><td>1/500 以上</td><td>1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 計画道路の位置、形状及び幅員 3 段切の位置及び形状 4 表土除去範囲 5 ヘドロ除去範囲及び際さ 6 工事中の雨水排水経路及び流出計画 7 防災施設の位置、形状、寸法及び名称 8 防災施設の設置時期及び設置期間</td><td>・開発区域の周辺を含めて作成すること。 ・防災に関する具体的な計画について記載した書面を添付すること。 ・防災施設構造図も作成すること。</td></tr> </tbody> </table> 注）盛土規制法に関する所査・設計図面等については、盛土ハンドブックによること。 上記の図面の作成に当たって使用する凡例については、次頁の表によること。	図面の名称	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	備 考	道 路 計 画 縦 断 図	1/500 以上	1 道路の縦断勾配（パーセント） 2 計画地盤面 3 計画地盤高 4 車道幅及び追加距離 5 基準線（D、L）	・開発区域外の道路との関連を明示すること。	道 路 計 画 標 準 横 断 図	1/50 以上	1 道路の幅員構成（小えん堤を含む） 2 道路の横断勾配（パーセント） 3 道路及びその路盤の材料、品質、形状及び寸法 4 道路側溝の位置、形状及び寸法 5 道路への埋設物（埋設管等）の位置形状及び寸法 6 交通安全施設の形状、構造及び基礎形式		がけの断面図	1/50 以上	1 がけの高さ、勾配及び土質の種類（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質の種類及び地層の厚さ） 2 現況地盤面及び計画地盤面 3 小段の位置及び幅 4 石置り、張り芝、モルタルの吹き付け等のがけ面の保護の方法	・現況線は細く、計画線は太く表示すること。 ・がけの前後の地盤面も必要な範囲で併せて示すこと。	擁壁の断面図	1/50 以上	1 擁壁の寸法及び勾配 2 擁壁の材料の種類及び寸法 3 裏込めコンクリートの品質及び寸法 4 透水層の位置及び寸法 5 水抜き穴の位置、材料及び内径 6 基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置及び寸法 7 擁壁の背後の地盤面 8 必要地耐力	・鉄筋コンクリート造のときは配筋図が必要である。 ・認定擁壁の場合は、国土交通大臣認定証の写し及び製造工場の認定証明書の写しを添付すること。 ・基礎杭においては検討書を添付すること。 ・国土交通省タイプ以外のものは構造計算書を添付すること。 ・がけ及び基礎地盤の土質は現地で確認すること。	防災計画図	1/500 以上	1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 計画道路の位置、形状及び幅員 3 段切の位置及び形状 4 表土除去範囲 5 ヘドロ除去範囲及び際さ 6 工事中の雨水排水経路及び流出計画 7 防災施設の位置、形状、寸法及び名称 8 防災施設の設置時期及び設置期間	・開発区域の周辺を含めて作成すること。 ・防災に関する具体的な計画について記載した書面を添付すること。 ・防災施設構造図も作成すること。
図面の名称	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	備 考																																																
道 路 計 画 縦 断 図	1/500 以上	1 道路の縦断勾配（パーセント） 2 計画地盤面 3 計画地盤高 4 車道幅及び追加距離 5 基準線（D、L）	・開発区域外の道路との関連を明示すること。																																																
道 路 計 画 標 準 横 断 図	1/50 以上	1 道路の幅員構成（小えん堤を含む） 2 道路の横断勾配（パーセント） 3 道路及びその路盤の材料、品質、形状及び寸法 4 道路側溝の位置、形状及び寸法 5 道路への埋設物（埋設管等）の位置形状及び寸法 6 交通安全施設の形状、構造及び基礎形式																																																	
がけの断面図	1/50 以上	1 がけの高さ、勾配及び土質の種類（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質の種類及び地層の厚さ） 2 現況地盤面及び計画地盤面 3 小段の位置及び幅 4 石置り、張り芝、モルタルの吹き付け等のがけ面の保護の方法	・現況線は細く、計画線は太く表示すること。 ・がけの前後の地盤面も必要な範囲で併せて示すこと。																																																
擁壁の断面図	1/50 以上	1 擁壁の寸法及び勾配 2 擁壁の材料の種類及び寸法 3 裏込めコンクリートの品質及び寸法 4 透水層の位置及び寸法 5 水抜き穴の位置、材料及び内径 6 基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置及び寸法 7 擁壁の背後の地盤面 8 必要地耐力	・鉄筋コンクリート造のときは配筋図が必要である。 ・認定擁壁の場合は、国土交通大臣認定証の写し及び製造工場の認定証明書の写しを添付すること。 ・基礎杭においては検討書を添付すること。 ・国土交通省タイプ以外のものは構造計算書を添付すること。 ・がけ及び基礎地盤の土質は現地で確認すること。																																																
防災計画図	1/500 以上	1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 計画道路の位置、形状及び幅員 3 段切の位置及び形状 4 表土除去範囲 5 ヘドロ除去範囲及び際さ 6 工事中の雨水排水経路及び流出計画 7 防災施設の位置、形状、寸法及び名称 8 防災施設の設置時期及び設置期間	・開発区域の周辺を含めて作成すること。 ・防災に関する具体的な計画について記載した書面を添付すること。 ・防災施設構造図も作成すること。																																																
図面の名称	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	備 考																																																
道 路 計 画 縦 断 図	1/500 以上	1 道路の縦断勾配（パーセント） 2 計画地盤面 3 計画地盤高 4 車道幅及び追加距離 5 基準線（D、L）	・開発区域外の道路との関連を明示すること。																																																
道 路 計 画 標 準 横 断 図	1/50 以上	1 道路の幅員構成（小えん堤を含む） 2 道路の横断勾配（パーセント） 3 道路及びその路盤の材料、品質、形状及び寸法 4 道路側溝の位置、形状及び寸法 5 道路への埋設物（埋設管等）の位置形状及び寸法 6 交通安全施設の形状、構造及び基礎形式																																																	
がけの断面図	1/50 以上	1 がけの高さ、勾配及び土質の種類（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質の種類及び地層の厚さ） 2 現況地盤面及び計画地盤面 3 小段の位置及び幅 4 石置り、張り芝、モルタルの吹き付け等のがけ面の保護の方法	・現況線は細く、計画線は太く表示すること。 ・がけの前後の地盤面も必要な範囲で併せて示すこと。																																																
擁壁の断面図	1/50 以上	1 擁壁の寸法及び勾配 2 擁壁の材料の種類及び寸法 3 裏込めコンクリートの品質及び寸法 4 透水層の位置及び寸法 5 水抜き穴の位置、材料及び内径 6 基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置及び寸法 7 擁壁の背後の地盤面 8 必要地耐力	・鉄筋コンクリート造のときは配筋図が必要である。 ・認定擁壁の場合は、国土交通大臣認定証の写し及び製造工場の認定証明書の写しを添付すること。 ・基礎杭においては検討書を添付すること。 ・国土交通省タイプ以外のものは構造計算書を添付すること。 ・がけ及び基礎地盤の土質は現地で確認すること。																																																
防災計画図	1/500 以上	1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 計画道路の位置、形状及び幅員 3 段切の位置及び形状 4 表土除去範囲 5 ヘドロ除去範囲及び際さ 6 工事中の雨水排水経路及び流出計画 7 防災施設の位置、形状、寸法及び名称 8 防災施設の設置時期及び設置期間	・開発区域の周辺を含めて作成すること。 ・防災に関する具体的な計画について記載した書面を添付すること。 ・防災施設構造図も作成すること。																																																

頁	改正前	頁	改正後
裏表紙	令和6年4月1日 発行：宇 部 市 編集：宇部市都市政策部建築指導課 (再生紙使用)	裏表紙	令和7年4月1日 発行：宇 部 市 編集：宇部市都市政策部建築指導課 (再生紙使用)

頁	改正前	頁	改正後
別図8	【別図8】 公園計画平面図  ※ 遊具については、安全領域を確保して設置すること。 安全領域は、落下高さが600mmを超える場合、遊具の外側からあらゆる方向に1800mm以上確保し、落下高さが600mm以下の場合は、遊具の外側からあらゆる方向に1500mm以上確保します。 参考) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針：国土交通省	別図8	【別図8】 公園計画平面図  ※ 遊具については安全領域を確保して設置すること。 安全領域は、落下高さが600mmを超える場合は、遊具の外側からあらゆる方法に1800mm以上確保し、落下高さが600mmを以下の場合は、遊具の外側からあらゆる方法に1500mm以上確保します。

頁	改正前	頁	改正後
	公園として望ましくない例  ※止むを得ず公園敷地が旗竿となる場合は、通路部分は3 m以上とし、有効面積には含まない。  フェンスの設置例  ※宅地側のフェンスについては高さ1.8m以上とし、プライバシーに考慮した構造にすること。		公園として望ましくない例  ※止むを得ず公園敷地が旗竿となる場合は、通路幅員は3 m以上とし、有効面積には含まない。 フェンスの設置例  ※宅地側のフェンスについては高さ1.8m以上とし、プライバシーに考慮した構造にすること。